

昭和六十三年政令第二十一号

臨床工学技士法施行令

内閣は、臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）第二条第二項、第十二条第二項、第十六条第一項及び附則第三条第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

（生命維持管理装置の身体への接続等）

- 第一条 臨床工学技士法（以下「法」という。）第二条第二項の政令で定める生命維持管理装置の先端部の身体への接続又は身体からの除去は、次のとおりとする。
- 一 人工呼吸装置のマウスピース、鼻カニューレその他の先端部の身体への接続又は身体からの除去（気管への接続又は気管からの除去にあつては、あらかじめ接続用に形成された気管の部分への接続又は当該部分からの除去に限る。）
 - 二 血液浄化装置の穿刺針その他の先端部のシャントへの接続又はシャントからの除去
 - 三 生命維持管理装置の導出電極の皮膚への接続又は皮膚からの除去

（臨床工学技士試験委員）

第二条 法第十二条第一項の臨床工学技士試験委員（以下「委員」という。）は、臨床工学技士国家試験を行うについて必要な学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

- 2 委員の数は、五十人以内とする。
- 3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、非常勤とする。

（受験手数料）

第三条 法第十六条第一項の政令で定める受験手数料の額は、三万八千円とする。

附 則 抄

（施行期日）

- 1 この政令は、法の施行の日（昭和六十三年四月一日）から施行する。

（受験資格の特例）

2 法附則第三条第一号の政令で定める者は、准看護婦とする。

附 則 （平成元年三月二二日政令第五六号）

この政令は、平成元年四月一日から施行する。

附 則 （平成三年三月一九日政令第三九号）

この政令は、平成三年四月一日から施行する。

附 則 （平成五年九月二九日政令第三一九号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成九年三月二四日政令第五七号）抄

（施行期日）

- 1 この政令は、平成九年四月一日から施行する。

附 則 （平成十二年三月一七日政令第六五号）

この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 （平成十二年六月七日政令第三〇九号）抄

（施行期日）

- 1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則 （平成十六年三月一九日政令第四六号）

この政令は、平成十六年三月二十九日から施行する。

附 則 （平成二十三年八月三日政令第二四八号）

この政令は、公布の日から施行する。